

改 正	後	改 正	前
<u>(以下 2-1-48において「電信買相場」という。)の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については電信買相場、当該損失の額に相当する金額については電信売相場によることができるものとする。</u>			

三 費用及び損失の計算に関する通則

改 正	後	改 正	前
<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-39に定める 2-1-39の</u> <u>ただし書</u>			<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-33に定める 2-1-33の</u> <u>ただし書</u>

四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正	後	改 正	前
<u>第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等</u>			<u>(新設)</u>
<u>第1款 有価証券の譲渡損益等</u>			<u>(新設)</u>
<u>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</u>			<u>(新設)</u>
<u>2-3-1 法第61条の2 第5項(信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額)</u> <u>に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同項に規定する信用取引又は発行日取引(以下2-3-2までにおいて「信用取引等」という。)の方法により株式の売付け又は買付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者等に支払う又は証券業者等から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額及び引受権価額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額(同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-1において同じ。)又は買付けに</u>			

係る対価の額（同項第2号に規定する買付けに係る対価の額をいう。以下2-3-1において同じ。）に含めず、その発生に応じ収益又は費用として益金の額又は損金の額に算入している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。

- (1) 売付けを行った者が証券業者等から支払を受ける金利に相当する額は、売付けに係る対価の額に含める。
- (2) 売付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料及び品貸料の額は、買付けに係る対価の額に含める。
- (3) 買付けを行った者が証券業者等に支払う買委託手数料、名義書換料及び金利に相当する額は、買付けに係る対価の額に含める。
- (4) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける品貸料の額は、売付けに係る対価の額に含める。
- (5) 買付けを行った者が証券業者等から支払を受ける配当落調整額及び引受権価額に相当する額は、買付けに係る対価の額から控除し、売付けを行った者が証券業者等に支払う配当落調整額及び引受権価額に相当する額は、売付けに係る対価の額から控除する。
(注) 配当落調整額とは、信用取引等に係る株式につき配当が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいい、引受権価額とは、信用取引等に係る株式につき新株引受権が付与された場合において、証券業者等が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。

（信用取引等の決済約定日後に授受される配当落調整額）

2-3-2 信用取引等の決済に係る約定が成立した日後に配当落調整額の授受が行われると見込まれる場合における2-3-1本文《信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額》の適用は、次による。

（新 設）

改 正 後	改 正 前
<p>(1) <u>当該配当落調整額は、当該決済に係る約定が成立した日の現況により適正に見積った金額とする。</u></p> <p>(2) <u>(1)により見積った配当落調整額と実際に授受された配当落調整額とが異なることとなった場合には、当該実際に授受された配当落調整額との差額は、当該差額を授受する日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。</u></p> <p><u>(低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額)</u></p> <p><u>2－3－3 法人が無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合における法第61条の2第1項第1号《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する譲渡に係る対価の額の算定に当たっては、9－1－8《上場有価証券等の価額》並びに9－1－13及び9－1－14《上場有価証券等以外の株式の価額》の取扱いを準用する。</u></p> <p><u>(注) 9－1－8本文に定める「当該事業年度終了の日以前1月間の当該市場価格の平均額」は、適用しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p><u>(有価証券の購入のための付隨費用)</u></p> <p><u>2－3－4 令第119条第1項第1号《購入した有価証券の取得価額》に規定する「その他その有価証券の購入のために要した費用」には、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料の額を含めないことができる。</u></p> <p><u>外国有価証券の取得に際して徴収される有価証券取得税その他これに類する税についても、同様とする。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(転換により取得した株式の取得価額)

2－3－5 転換社債につき転換条件として定められている転換価額が転換社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合には、当該転換社債の転換により取得した株式の取得価額は、その転換に係る転換社債の転換直前における帳簿価額（その転換に当たり端数処理のために交付を受ける金額がある場合には、その金額の額を控除した金額）による。

(注) 法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定している場合の本文の「転換社債の転換直前における帳簿価額」は、当該転換社債につき転換の時を事業年度終了の時とみなして計算した金額とする。

(新設)

(新株引受権付社債に係る新株引受権の行使により取得した株式の取得価額)

2－3－6 新株引受権付社債に係る新株引受権の内容として定められている株式の発行価額が当該新株引受権付社債の発行時の発行法人の株式の価額を基礎として合理的に定められている場合における当該新株引受権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により計算した金額による。この場合、法人が一単位当たりの帳簿価額の算出に当たり総平均法を選定しているときのその払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額については、2－3－5の(注)を準用する。

(1) 金銭により払込みを行った場合

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>(算式)</p> $\frac{\text{新株 1 株当たりの払込金額}}{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}} + \frac{\text{当該行使により取得した新株の数}}{\text{当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}$ <p>(注) 新株引受権（新株引受権付社債に係る取得価額につき社債と新株引受権とに合理的に区分して経理している場合の新株引受権部分を含む。） を有する場合には、算式中の「当該払込みに係る新株引受権付社債の当該行使直前の帳簿価額が当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額」を「当該新株引受権の当該行使直前の帳簿価額」と読み替える。</p> <p>(2) 新株引受権付社債の発行価額をもって払込みがあったものとされた場合</p> <p>(算式)</p> $\frac{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額} \times \text{当該新株引受権付社債に係る新株引受権の付与割合}}{\text{当該行使に当たり端数処理のために交付を受けた金額等の額}} + \frac{\text{当該払込みに係る新株引受権付社債の額面金額を超える場合のその超える部分の金額}}{\text{当該行使により取得した新株の数}}$	